

1 補助事業名

介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金

2 補助金の目的

介護施設又は障害福祉施設を運営する法人等の職場を改善する取組、求人活動に資する取組及びイメージアップに資する取組を支援することにより、介護施設又は障害福祉施設で働く人材の確保及び職場への定着の促進を図る。また、事業を通じ法人等における人材確保等に対する課題・目標を明確にするとともに、人材確保等の手法の習得、他法人等との情報共有及び行政との連携を目的とする。

3 対象事業者

以下の①～③全てに該当する者

- ① 介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者
- ② 市内に法人・事業所本部を置く法人・事業者
- ③ 市税の滞納がない者

4 補助事業及び対象経費

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
(1)人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う事業	人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者	人材確保・職場定着に向けたコンサルティングを専門業者に委託する費用	2/3	50万円
(2)求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する事業	求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用又はレンタル費用	2/3	50万円
(3)採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成や改修を行う介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者	採用に関するホームページの新規作成又は改修を専門業者に委託する費用	2/3	50万円
(4)その他人材確保及び職場定着のための事業	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業を実施する法人・事業者	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業に要する費用	2/3	50万円

注1 複数事業の組み合わせは可能とする

注2 数年継続して同一事業を行うことは可能とする

注3 これまで法人独自で行ってきている継続事業は原則認めないこととする

注4 柏崎市商業観光課の採用活動支援補助金との併用不可

《参考：対象経費（コンサルティング、ホームページの作成・改修委託、合同企業説明会費用）》

区分	内容
謝金	コンサルタント等専門家への謝礼金等
旅費	コンサルタント等専門家の招聘旅費等
賃貸借	会場、機材等の借り上げ料等
委託料	会場設営、調査研究等
消耗品費・印刷製本費	資料のコピー費等
その他経費	市長が特に必要と認める経費

※対象経費は消費税抜額となります。

より詳しくご説明します

《参考：対象経費》

- 採用情報を含めたホームページの新規開設、改修(スマートフォンへの最適化等)の委託費用
- WEB 面接ツール（有料版）の初期導入費用
- WEB 面接ツールに必要な、パソコン、WEB カメラ、スピーカー等ハードウェア、ソフトウェアの購入費、レンタル費用
- 合同企業説明会（WEB 含む）出展料
- 合同企業説明会の出展時に必要な用品（パソコン、スキャナ、プリンター等ハードウェア、ソフトウェア）の購入費、レンタル費用
- 採用に使用できる法人等 PR 動画の作成委託料（法人自身のツールで作った場合は、対象外）
- TV、ラジオ、新聞等の広告代（採用に特化した場合のみ対象）
- 採用を目的としたパンフレットの作成経費（法人等の案内のみで汎用的に使用できる場合は対象外）

《参考：対象外経費》

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ✗ 採用情報を含まないホームページを作成 | ✗ Wi-Fi 等の通信料 |
| ✗ WEB 面接ツールの月額料金 | ✗ 合同企業説明会の交通費、宿泊費 |

5 補助事業流れ

- (1) 募集期間 令和4（2022）年4月15日（金）から5月16日（月）まで
提出書類は市 HP からダウンロードしてください。
<https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshikiichiran/fukushihokembu/kaigokoreika/3/2/3/26125.html>
- (2) 書類審査 ※必要に応じてヒアリング
- (3) 交付決定 書類審査後、随時 →事業開始
- (4) 中間報告会（前年度分の事業成果報告会を同時開催）
令和4（2022）年9月又は10月に開催予定
事業状況の報告/行政及び関係団体同士の情報交換
- (5) 実績報告 事業完了後30日以内又は当該年度末までのいずれか早い期間内
- (6) 交付額確定、補助金交付
～翌年度～
- (7) 活動報告 翌年6月末までに活動報告書を提出
※交付決定が行われた翌年度から3年間提出
- (8) 事業成果報告会 事業成果の報告/行政及び関係団体同士の情報交換

介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援補助金 Q&A

	質問	回答
補助事業の内容について		
1	補助事業(1)について コンサルティング委託料の具体例は？	主に既存職員向けの環境整備で、例えば、社労士を導入して、就業規則・福利厚生の見直し、社員教育の実施、人事評価制度の構築などを行う場合の経費が補助対象になります。
2	補助事業(2)について 法人全体のHP作成を考えている。 採用ページも作るが、補助対象経費は採用ページ部分だけになるか？	法人全体のHPが補助対象経費になります。
3	求人に関する新聞折込チラシは対象になるか？	補助事業(4)「その他」で対象になります。
4	補助事業(4)について この具体的内容は？	補助事業(1)～(3)に当てはまらず、人材確保・職場定着に特に有効となる事業を申請者から提案してもらう枠です。 申請前に提案内容をお聞きして、補助対象となるか判断します。
補助対象要件、申請について		
5	法人本部の所在地が柏崎市外にあるが申請できるか？	申請できません。
6	提出書類「誓約書」で、「採用者について柏崎市内の事業所への配属を行います」とあるが、新採用職員を市外事業所に配属する場合、当該補助金は申請できないのか？	計画段階で、来年度の採用が1人のみで、それが市外事業所への配属であるならば、補助金の目的に合っていないと思います。柏崎市内の事業所への配属に御配慮ください。
7	複数の補助事業を申請できるか？	複数申請できますが、予算に限りがあるため、申請ベ切後に取りまとめた結果、満額交付決定できない可能性もあります。
8	申請前に始めた事業についても補助対象になるか？	既に契約・申し込み済みのものは対象となりません。補助事業は、交付決定後に実施開始してください。